

政府では、男女共同参画社会基本法に基づき、平成17年 12月27日に男女共同参画基本計画(第2次)を閣議決定し ました。

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひ とりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

 社会における制度又は慣行についての配慮 固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社 会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画で きる機会を確保する必要があります。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家 族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動がで きるようにする必要があります。

⑤ 国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも必要です。 他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組む必要があります。

平成12年12月、男女共同参画基本計画(第1次)閣議決定。

策定の経過

平成16年7月、内閣総理大臣より男女共同参画会議に対して男女共同参画基本計画 策定の際の基本的な考え方について諮問がなされ、同会議及びその下の専門調査会に おいて検討開始。17年7月、同会議から内閣総理大臣へ答申。この答申を踏まえ、政 府において基本計画の改定案を作成し、同年12月、改定案について内閣総理大臣より 同会議に諮問・答申、改定案を閣議決定。

基本法に基づき策定

男女共同参画社会基本法

5つの基本理念

計画の構成

第1部 基本的考え方

・男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成、重点事項など

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

・12の重点分野を掲げ、それぞれについて、施策の目標、「施策の基本的方向」 と「具体的施策」を記述。

第3部 計画の推進

・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進す るために必要な方策

計画の対象期間

施策の基本的方向…平成32年(西暦2020年)までを見通した長期的な施策の方向性 具体的施策…平成22年(西暦2010年)度末までに実施する具体的施策

男女共同参画基本計画 (第2次)

第 1 部

基本的考え方

男女共同参画基本計画(第2次)の重点事項

特に重点的に取り組むべきと考える事項及び新たに盛り込んだ事項のうち、 主なものは次のとおりです。

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大【第2部1】
 - ・2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待し、各分野の取組を推進。
- ② 女性のチャレンジ支援【第2部3(3)(5),10(2),第3部3】
 - ・一旦家庭に入った女性の再チャレンジ(再就職、起業等)支援策を充実。
- ③ 男女雇用機会均等の推進【第2部3(1)】
- ④ 仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し【第2部1(1)(2), 2(1),3(4),5(1),12(1)】
 - ・男性も含めた働き方の見直しを大幅かつ具体的に推進。
- ⑤ 新たな分野への取組【第2部12】
 - ・(1)科学技術、(2)防災(災害復興を含む)、(3)地域おこし・まちづくり・観光、(4) 環境
- ⑥ 男女の性差に応じた的確な医療の推進【第2部8(1)】
- ⑦ 男性にとっての男女共同参画社会【第2部2(2)】
- ⑧ 男女平等を推進する教育・学習の充実【第2部10】
- ⑨ 女性に対するあらゆる暴力の根絶【第2部7】
 - ・被害者の保護や支援等の施策の推進。
 - ・女性に対する暴力の予防のための対策の推進。
- ⑩ あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し男女共同参画社会の実現を目指す。

第 2 部

施策の基本的方向と具体的施策

1.政策・方針決定過程への 女性の参画の拡大

政策・方針決定過程への女性の 参画の促進について国が率先し て取組を進める。地方公共団体、 企業、各種機関・団体に対しても 広く呼びかけ、その取組を支援 する。

(1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

平成15年の「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30 %程度になるよう期待する。」との男女共同参画推進本部決定に従い、国の政策・方針決定過程への女性の参画を進める。国の審議会等の女性委員割合の向上や女性国家公務員の採用・登用に取り組むとともに、常勤国家公務員への 育児・介護のための短時間勤務制度導入など仕事と家庭の両立支援等を促進する。

▶主な数値目標

社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合:2020年まで に少なくとも30%程度

国家公務員 I 種試験の事務系の区分試験(行政、法律、経済)採用者に占める女性の割合:平成22年度頃までに30%程度(平成17年度現在21.5%)

(2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請

地方公共団体における、審議会等委員や公務員への女性の登用の更なる推進のための支援・協力要請を行う。

(3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援

政治、経済、社会、文化などの分野における政策・方針決定過程への女性 の参画の拡大について広く協力要請を行う。また、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)に自主的に取り組むことを奨励する。

(4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供

女性の参画に関し定期的に調査・分析を行うとともに、積極的改善措置について、実効性ある措置の具体化を検討、推進する。女性の人材に関する情報提供を実施する。

2 .男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

男女の社会(家庭を含む。)における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が大きな課題となっている。少子・高齢化、国際化、高度情報化の進展等我が国の社会経済の急速な変化に対応するため、様々な社会制度・慣行の見直しが行われる中で、男女共同参画の視点に立ってその見直しを行う。

(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

政府の施策及び社会制度・慣行が男女に実質的にどのような影響を与えるかなど、男女共同参画社会の形成に与える影響についての調査を更に進める。また、男女の社会(家庭を含む。)における活動の選択に対して中立的に働くよう、社会制度・慣行について必要に応じて見直しを行う。

(2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する。その際、男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と 責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動を展開する。

男女共同参画の理念や「社会的性別」(ジェンダー)の視点(*)の定義について、誤解の解消に努め、また、恣意的運用・解釈が行われないよう、わかりやすい広報・啓発活動を進める。

男女共同参画に関する認識を深め、社会的性別の視点を定着させ、職場・家庭・地域における様々な慣習・慣行の見直しを進めること等を目的として、広報・啓発活動を展開する。

▶主な数値目標

「男女共同参画社会」という用語の周知度:平成22年までに100%(平成16年現在52.5%)

*「社会的性別」(ジェンダー)の視点

1. 人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会 通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。 「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的 にも使われている。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。

このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。

2. 「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識である。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではない。

上記1.2.について、国は、計画期間中に広く国民に周知徹底する。

(3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実

法律・制度の理解の促進を図るとともに、政府の施策に対する苦情の処理や 人権が侵害された場合の被害者救済の体制を活用し、相談体制の充実を図る。

(4) 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供

男女共同参画社会の形成に関する総合的・基本的な課題について、調査研究を進める。統計情報等につき、可能な限り、個人、世帯員、従業者、利用者等の性別データを把握する。

3.雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

雇用、起業等の分野において女性が男性と均等な機会の下で、 一層活躍できる状況を実現し、 安心して働き生活できるよう、施 策を積極的に展開する。

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

男女雇用機会均等法に基づく行政指導により男女の均等な機会と待遇の確保の徹底を図る。また、企業におけるポジティブ・アクション促進のための施策等を積極的に展開する。さらに、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の徹底を図る。

▶主な数値目標

ポジティブ・アクションに取り組む企業の割合:平成21年度までに40% (平成15年度現在29.5%)

(2) 母性健康管理対策の推進

妊娠中及び出産後も継続して働き続ける者が増加しており、これら女性労働者が引き続きその能力を十分に発揮する機会を確保するための環境を整備する。

(3) 女性の能力発揮促進のための援助

女性労働者の適切な職業選択を促すための意識啓発、情報提供、能力開発 等の施策を積極的に推進する。特に、「女性の再チャレンジ支援プラン」を踏 まえ、再就職に向けた支援を充実する。育児等を理由に離職した者が再就職 する場合に、正社員も含めて門戸が広がるよう、企業等の積極的な取組を促 す。

(4) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備

労働者が多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの職務や能力に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることは重要な課題であり、短時間正社員等質の高い雇用形態を普及していく。また、パートタイム労働者の雇用管理の改善については、今後とも必要な法的措置が着実に行われていくべきという前提の下に、通常の労働者との均衡を考慮した処遇の改善等、多様な働き方の雇用の質の向上のための施策を推進する。

(5) 起業支援等雇用以外の就業環境の整備

女性を含めた起業支援策の充実を図る。また、在宅就業等雇用以外の働き 方も多様化が進んでいることから、その就業環境の整備を図る。

4.活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

持続的な農林水産業の発展と活力ある農山漁村の実現に資するため、女性の社会参画及び経営参画の促進等、農山漁村における男女共同参画の確立に向けた総合的な施策の推進に努める。

(1) あらゆる場における意識と行動の変革

農山漁村の女性の地位向上に向けた啓発活動等を行うとともに、統計情報等の収集・整備を行う。また、男女を問わず、食育を推進する。

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

都道府県における女性の参画目標を踏まえ、市町村・農業協同組合等地域 におけるより具体的な目標設定を加速化する。また、参画目標の達成に向け たフォローアップの強化等を推進する。さらに、登用後のサポート体制の強 化を図る。

(3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

農業就業人口の約6割を占めるなど、農山漁村社会で重要な役割を果たしている女性の経営上の位置付けを明確化する。また、新規参入を含めた農林水産業の経営及び関連する起業活動等への女性の一層の参画のための環境整備を進める。これらの課題を効果的に推進するため、家族経営協定や農林漁業経営の法人化などの具体的な手法の普及拡大・有効活用を図る。

(4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

住みやすくいきいきと活動しやすい環境づくりを推進する。特に、労働、 家事・育児・介護等の負担をより多く担っている女性の負担を軽減するため の施策を推進する。また、農林水産業・農山漁村に関心のある都市の人々が 就業・定住しやすい環境づくりを進める。

(5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

介護を行う女性の負担を軽減するためのヘルパー制度を始め各般の施策を

進める。また、農山漁村の男女が平等な立場で高齢期を安心して迎えられる 環境を整備する。

5 .男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

仕事と家庭生活の両立支援を進め、働き方の見直しを大幅に進めるとともに、家庭、地域社会における男女共同参画を進め、男女が共に職業生活と家庭生活、地域生活等を両立することができる基盤を整備する。

(1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していくことは重要である。仕事と育児・介護等の両立に関する意識啓発を進める。特に男性が家庭生活に積極的に参画することができるような環境整備を進める。また、働き方の見直しを大幅に進め、育児・介護体業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備、及び育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備を進める。

▶主な数値目標

育児休業取得率:概ね平成26年度までに男性10%、女性80%(平成16年度現在男性0.56%、女性70.6%)

小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率: 概ね平成26年度までに25%(平成16年度現在10.5%)

(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

「少子化社会対策大綱」及び「子ども・子育て応援プラン」におけるすべての親子に対する子育て支援策等に沿って、多様な需要に対応した保育サービスの整備、子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実等すべての子育て家庭の支援に努める。

▶ 主な数値目標

保育所の受け入れ児童数:待機児童50人以上の市町村を中心に、平成21年度に215万人(平成16年度現在203万人)

(3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

地域社会への男女の積極的な参画の促進を図る。また、ボランティア、NPOなどによる活動を通じて、各種の地域活動へ男女が共に積極的に参画できる方策の充実を図る。

6.高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

高齢者を社会全体で支えていく 考え方に立った介護体制の整備 を図るとともに、高齢者の経済 的自立や安全・安心を確保し、あ わせて年齢や障害の有無にかか わらず、男女がいきいきと安心し て暮らせる社会を目指す。

(1) 高齢者の社会参画に対する支援

高齢者の社会参画の機会の提供や環境の整備を図る。特に高齢者が長年培った技能、経験等を活用し、高齢者が意欲と能力に応じて働き続けることができる社会を実現するための施策を推進する。

(2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築

介護の負担を女性に集中することなく、社会全体で支える仕組みとして創設された介護保険制度を着実に実施していく必要がある。また、介護サービス基盤の質・量両面にわたる整備を進めるとともに、高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築を図る。

(3) 高齢期の所得保障

若年期から老後に備える自助努力を支援するとともに、公的年金制度を始めとする各種の制度の維持安定に努める。

(4) 障害者の自立した生活の支援

「ノーマライゼーション」の理念に基づいた社会を構築し、「完全参加と平 等」の実現を目指す。その際、障害のある男女それぞれへの配慮を重視する。

(5) 高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備

社会基盤の整備に当たって、日常的に利用する女性や高齢者、障害者等のニーズが十分に反映されるよう努める。

7.女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力を根絶する ため、社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、 暴力の形態に応じた幅広い取 組を総合的に推進する。

(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

暴力を予防し、容認しない社会の実現を目指し、広報啓発活動を一層推進する。加害者については、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図り、再犯防止に努める。

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

配偶者暴力防止法を踏まえ、保護命令制度の適切な運用の実現や被害者の 自立支援等の施策を進める。また、配偶者からの暴力は児童虐待と関連が深 いことにも留意する。

(3) 性犯罪への対策の推進

加害者の責任を厳正に追及するとともに、被害者が安心して被害を届け出ることができる環境づくり等の性犯罪の潜在化防止に向けた施策を推進する。被害者が心理的外傷等心身に深い傷を負っていること等に十分配慮し、その被害を回復するための施策の充実に努める。

(4) 売買春への対策の推進

売春防止法、児童買春・児童ポルノ法等の関係法令の厳正な運用を行い、 取締りを強化するとともに、売買春の被害からの女性の保護や社会復帰支援 のための取組を進める。

(5) 人身取引への対策の推進

人身取引の防止及び撲滅と被害者の保護のため、刑罰法令の厳正な運用とともに、被害者の保護の観点を重視しつつ、総合的・包括的な対策を推進する。

(6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

企業に対する周知啓発、指導を強化し、心理的なケアを必要とする者からの相 談体制の充実を図る。また、教育機関その他の場においても防止対策を進める。

(7) ストーカー行為等への対策の推進

関係機関が連携して被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努めるとともに、ストーカー規制法の仕組み等について広報活動を推進する。

8 .生涯を通じた女性の健康支援

女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の 推進を図る。

(1) 生涯を通じた女性の健康の保持増進

男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、性差に応じた的確な医療である性差医療を推進する。特に女性については、人生の各ステージに対応した適切な健康の保持増進ができるよう対策の推進を図る。また、スポーツ活動を通じた健康の保持増進を図る。

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

妊娠・出産期は女性の健康支援にとっての大きな節目であり、安心して安全に子どもを産むことができるよう支援する。また、不妊に悩む男女が多いことから、その対策を推進する。

(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

HIV/エイズ及び性感染症の予防から治療までの総合的な対策を推進する。 薬物乱用対策の強化を図る。また、受動喫煙防止対策を徹底するとともに、 健康被害に関する情報提供等対策を推進する。

9.メディアにおける男女共同参画の推進

メディアにおける人権の尊重を確保するため、メディア界における男女共同参画の推進を求め、 人権に配慮した表現についてのメディアの自主的取組を促しつつ、メディアの特性や技術革新に対応した実効ある対策を進める。

(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

メディアにおける方針決定過程への女性の参画が促進されるよう、メディアの自主的取組を促す。メディアが自主的に人権を尊重した表現や固定的な性別役割分担にとらわれることのない表現を行うよう促す。さらに、情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力(メディア・リテラシー)の向上のための支援を積極的に行う。また、女性が情報通信技術を十分活用できるよう支援を行う。

(2) 国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進

国の行政機関自らが行う公的広報等における表現が性別に基づく固定観念

にとらわれないものとなるよう配慮する。また、この点に関する地方公共団体や民間のメディアにおける自主的取組を奨励する。

10.男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

学校、家庭、地域、職場など 社会のあらゆる分野において、 男女平等を推進する教育・学 習の充実を図る。また、生涯 学習社会の形成を促進するた めの施策を講じ、もって男女 共同参画社会の形成を促進する。

(1) 男女平等を推進する教育・学習

男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。学校教育においては、発達段階に応じ、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実に努める。このため、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図る。社会教育においては、男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高めるとともに、家庭生活の大切さを認識させるような学習機会の提供に努める。また、これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努める。男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実を促す。

(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

女性の多様化、高度化した学習需要に対応し、女性のエンパワーメントに寄与するため、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を一層充実させる。また、男女共同参画の視点を踏まえた進路指導、就職指導に努める。

▶主な数値目標

教育における男女格差:2015年までにすべての教育レベルにおいて解消

11.地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

国内において、男女共同参画社会の実現に向けた国際的な取組の成果や経験をいかすための具体的行動に努める。また、国際的には、男女共同諸機関の諸活動への協力、開発途上国への協力等を通じ、地球社会の「平等・開発・平和」に積極的に貢献する。

(1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種の条約や、「第4回世界女性会議」において採択された「北京宣言及び行動綱領」並びに、国連特別総会「女性2000年会議」において採択された「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」、国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針を社会一般に周知するとともに、積極的に国内に取り入れるよう努める。

(2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

政府開発援助(ODA)の実施については、「GAD(ジェンダーと開発)イニシアティブ」に基づき、男女共同参画の視点に立って援助政策を策定すること等を通じ、開発途上国のすべての分野における「ジェンダー平等」・女性のエンパワーメントを目指す取組への支援を強化していく。また、これらを踏まえたODAの有効な実施・監視体制を整備する。国際協力に携わる者のGADに関する認識の向上を促進する。さらに、国連を中心とした世界の女性の地位向上のための諸活動への協力、国際交流の促進等を進める。取組にあたっては、内外のNGOとの協力、連携を図る。

12.新たな取組を必要とする 分野における男女共同参 画の推進

科学技術、防災・災害復興、地域 おこし、まちづくり、観光、環境 の分野において男女共同参画を 推進し、各分野の新たな発展を 期待する。本計画に掲げた分野 を含むあらゆる分野において男 女共同参画の視点に立って関連 施策を立案・実施し、男女共同参 画社会の実現を目指す。

(1) 科学技術

女性研究者の採用機会等の確保及び勤務環境の充実を促進するとともに、 科学技術に係る政策・方針決定過程への女性の参画割合を高める。また、理 工系分野の人材育成の観点から、女子高校生等のこの分野への進路選択を支 援する。

▶主な数値目標

女性研究者の採用:自然科学系全体として25%(理学系20%、工学系15%、農学系30%、保健系30%)を目安とし、各研究組織毎に数値目標の設定等を行うことを期待

(2) 防災(災害復興を含む)

災害発生時の経験から、被災時には増大した家庭的責任が女性に集中する

などの問題が明らかになっており、防災(復興)対策は、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。これら被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災(災害復興)体制を確立する。

▶主な数値目標

全国の女性消防団員数:将来的に10万人以上(平成16年現在1.3万人)

(3) 地域おこし、まちづくり、観光

地域の文化・産業を男性も女性も参画して新たな視点で見直し、地域おこし、まちづくりを進め、更にはそれを基礎とした観光を通じて国内外の人々との交流を深めることで、地域の活性化、暮らしの改善を実現する。地域おこし、まちづくり、観光に関する男女共同参画を更に推進する。

(4) 環境

環境保全に関する女性の高い関心、豊かな知識や経験がより広くいかされるよう、女性の地位向上にかかる施策などとあいまって、環境の分野において男女の共同参画を進める。

第 3 部

計画の推進

1.国内本部機構の組織・機 能等の拡充強化

(1) 男女共同参画会議の機能発揮

男女共同参画会議がその機能を最大限に発揮するよう努める。また、男女 共同参画基本計画に基づく施策についての効果的かつ的確な監視、政府の施 策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査を行う。

(2) 総合的な推進体制の整備・強化等

総合的見地から整合性のある諸施策を推進する。我が国の男女共同参画の現状、課題について常時把握し、施策への反映を図る。

2.国の地方公共団体、NPO、 NGOに対する支援、国民 の理解を深めるための取 組の強化 地方公共団体に対して、都道府県男女共同参画計画及び市町村男女共同参画 計画の策定に当たって、情報提供を行う。取り分け、市町村に対しては、計画 の策定に資するよう、参考となる資料を作成、提供し、その支援を図る。地方 公共団体が男女共同参画社会の形成の促進に関する条例を制定しようとする場 合、必要に応じ、他の地方公共団体の状況を含め、適切な情報提供を行う。

3. 女性のチャレンジ支援

様々な分野における、女性が政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上へのチャレンジ」、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横へのチャレンジ」、子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」を推進し、女性の新しい発想や多様な能力の活用により、女性が活躍し、男性もゆとりのある生き方を目指す、暮らしの構造改革を実現するための総合的な支援策を講じる。このため、チャレンジしたい女性が必要な情報をいつでもどこでも入手することができるよう、情報提供システムや人的ネットワークを構築する。

内閣府男女共同参画局

男女共同参画基本計画(第2次)の全文、概要などは下記アドレスからご覧いただけます。

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 http://www.gender.go.jp/main_contents/category/index2.html